

て、出家事主殿頭宅へ罷出申候は、拙僧は勘右衛門俗縁の者に御座候。頃日主鈴へ意趣有之指違申候處、片落成被仰付様に存候。御家老に候得共傍輩に候。且勘右衛門儀、前方急度御役も相勤申者の儀に候へば、か様に可被成儀とは不存候。拙僧も脱衣いたし、大小を挾候へば士にて御座候。右の仔細寺社奉行衆へ罷出、申上にて可有御座候。其段御届申入候旨申述候。主殿頭殿は其日晝頃に當地御發出被成、屋敷は影敷騒動に候旨。勘右衛門妻子者御呢近衆に一家有之、是へ先達て爲立退候。家財も長屋の内に無之候旨。家中へ取沙汰には、主殿頭殿の御名代に差殺し申候と申慣候由に御座候。以上。

三月

右二通は聞番より入御覽候紙面を寫置候。但文言指づめ無用の所をば取省き相調置候。

一、伊達家の作法

仙臺侯 松平陸奥守吉村 御養父上總介綱村重病に付、二十年病より品川別邸に隠居 今般仙臺より願に付、御當地へ被罷越候。此儀に付鳩巢先生説話あり。去年當地にて仙臺に住居の御老母重病に付、俄御

暇拜領有之。八十八里の所を二三日許にて歸國有之、御老母へも對面有之候處、國の家老二人伊達宗勝 片倉宗十郎等迎にも不罷出、登城も不仕候。數日不罷出候に付、吉村より不審有之候處、兩人申候は、御不審を承候て、其上に可申上と存罷在候。此度道中殊の外の御急にて、御供も繼不申、御不相應の御様子に承及申候。此儀何と仕たる故に御座候哉、心底に合點不仕候故、得度合點仕候て其後可罷出と奉存候の旨返答仕候。御老母重病に付、何の儀も無食着、被罷越候事は知申儀に候處、か様に申候に付各不審に存候。吉村被承、成程尤の儀に存候。以來は心得可申候、誤候との儀にて、兩人目見にも罷出候旨。其下心を相考候へば、伊達の家柄か様の所に重々敷仕來り候に、一返の心得にて輕々敷、所従も不相應に被召具候ては、家に疵付申候とおもはくは候よし。此度の參府如何候哉可承合との事。此話に付或人體成事の旨申聞候は、伊達の家二本松の大變以來、故實に仕り、かりそめの鷹狩にも、騎馬百騎宛供いたし候。惣て諸士の勤番も、晝夜とも五十騎宛は、城内の外繫に不絶有之様に法を定申候。番侍東西をわけ、西方東方と交代仕候て仙臺

領内へ番々に仕、非番の者は引籠有之候。扱江戸等へ飛脚入用の節は、此侍の二男三男又は弟等、足輕同事に飛脚を勤め、道中の案内を心得候。か様に他家と替たる作法有之候。就中替たる事は、前代より三百石取候侍一人極置候て、陸奥守殿代替江戸より入部の時、境目へ其者迎に出候へば、薙刀にて其者の首を刎て臺にすゑ、馬前に爲持城中へ入被申候。此儀中頃より被相止候處、被止候儀不吉の旨にて、今の吉村入部の時より又舊例の通に罷成候旨。猶能存たる人へ可尋候。三好助左衛門或時伊達遠江守殿へ御使に參候處、他所より遠江守殿被罷歸候躰にて、足輕先達て御歸候旨呼申候處、式臺にかゝり候薙刀を小姓分取て出候へば、薙刀持と見申もの、門前迄持出候て急度迎に出、又供いたし罷歸候。助左衛門始終見届候。薙刀を伊達家に重く申事かと申候。矢部登左衛門中村吉兵衛等語

一、光物夜中飛行の怪

暑月には夜中必光物ひたと飛行仕候儀、何方にも有之候。間には流星も候へども、多くは魚鳥又は虫類も光申旨、謎に見届申候事共左の通也。前年相公様越中へ雲雀狩に被成

御座候時分、篠原頼母大御小姓番頭にて御供に參候。夜中向の山に、ひたもの光物飛行いたし候。怪敷事と存、二三輩申合見物仕候處、其所の百姓申候は、あれは鯉にて候。あの山の兩方に池有之。其池の鯉兩所へ行違候に付、年少き者ども竿にてたゝき落し候へば、多くは落候て給へ申旨申候。何れも難心得事と申候へば、幸御鷹匠手前に鶴シヤク有之候。此言を張候は、かゝり申儀可有之と申に付、其所に張候へば、光物八つかゝり申候。皆鯉にて候。則頼母は炙て給へ申候。能州にて杉江左衛門存知候者は、光物を刀の鞘にてたゝき落し候へば、山鶏にて有之候。將又寺西十左衛門小松町奉行相勤候時分、小松の側に毎夜光物いで候とて、町中の者おぢ恐れ候。其時分年少の者共、竿を以て窺候て、其光物を打落し候處、小さき蜘蛛幾千萬と申事もなくかたまり候て、丸く成候ものにて候。其蜘蛛を殺し候以後は光物出不申候。

一、偽に似たる實は語らざるもの

我公相州新渡御獵の時、御小姓由比五郎左衛門新五郎の父。今新五郎の五郎左衛門父馬上にて猪を鎗付候處、猛き猪にて中々難留候に付、馬は